

大阪地方最低賃金審議会総会

第359回本審議会議事録

1 日 時

令和6年7月25日（木） 14時00分～15時46分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

3 出 席 者

（公益代表委員）

表田委員、岸本委員、北川委員、衣笠委員、村上委員、森委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、澤谷委員、清水委員、鈴木委員

（使用者代表委員）

北畠委員、柴田委員、平岡委員、古谷委員、丸山委員

（事務局）

志村局長、小川労働基準部長、柴田賃金課長、吉川主任地方賃金指導官、森内地方賃金指導官、本多賃金指導官、福井専門監督官、上地最低賃金係長

4 審議事項

（1）令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について

（2）大阪府最低賃金の改正決定に係る意見等について

（3）令和5年度大阪府最低賃金の改正決定にかかる答申附帯事項に関する取組状況報告について

（4）その他

(開会 14時00分)

吉川主任

大変お待たせをいたしました。それでは、定刻でございます。

ただいまから大阪地方最低賃金審議会第359回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様をお願い申し上げます。傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようによろしく願いいたします。

本日は、公益を代表する委員6名、労働者を代表する委員5名、使用者を代表する委員5名、計15名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、労働者を代表する土井沙織委員、使用者を代表する土井玲子委員、お二人におかれましては、本日所用のため御欠席でございます。

それでは、本年7月5日付で労働局長に就任いたしました志村から皆様に御挨拶申し上げます。

志村局長

7月5日付で着任いたしました大阪労働局長の志村でございます。

皆様方には、日頃から労働行政の推進に御理解を賜っておりますことにつきまして、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

また、大変お忙しい中、大阪地方最低賃金審議会に御協力をいただいておりますことも重ねて御礼を申し上げます。

委員の皆様方には、本年度も貴審議会の自主性を十分に発揮していただき、御審議いただけますことを切に希望として申し上げます。簡単でございますけれども、挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

吉川主任

志村局長におかれましては、所用により午後3時頃に退席させていただきますので、あらかじめ御了承よろしく願いいたします。

続きまして、配付資料について御説明申し上げます。

手元に5点、資料を配付差し上げております。

会議次第、配席図、資料、パート労働黒書No.11、2024年大阪労連「最低賃金」生活体験報告書、以上、資料は5点でございます。よろしいでしょうか。

なお、大阪地方最低賃金審議会第359回総会（令和6年度第2回総会）資料目次という表紙がついている資料は、資料1から資料3でひとまとめにしている冊子と、その下に資料4、令和5年度大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組についてと題する資料がございます。

また、パート労働黒書No.11は全国生協労働組合連合会から、2024年大阪労連「最低賃金」生活体験報告書は大阪労連から当事務局に提出されたもので、本審議会でも資料として配付させていただきました。

それでは、以下につきましては、衣笠会長に議事の進行をお願いいたします。

衣笠会長、よろしくお願いいたします。

衣笠会長

皆様、大変お暑い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、早速ですが議事（１）の令和６年度地域別最低賃金額改定の目安についてに入ります。
事務局から御説明をお願いします。

柴田課長

賃金課長の柴田でございます。

それでは、令和６年度地域別最低賃金額改定の目安につきまして、御報告申し上げます。

令和６年７月２４日、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会におきまして、令和６年度の各都道府県の引上げ額の目安につきましては、Ａ、Ｂ、Ｃ、各ランクともに５０円とするという報告が取りまとめられました。

そして、本日２５日でございますが、午後３時から開催される中央最低賃金審議会におきまして同内容の答申が厚生労働大臣に対して行われる予定でございます。

なお、最低賃金時間額を５０円引き上げた場合、大阪府最低賃金は、時間額１,１１４円となり、最低賃金額の引上げ率は約４.７％となります。

以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

（ 意 見 な し ）

衣笠会長

ありがとうございます。

それでは、議事（２）大阪府最低賃金の改正決定に係る意見についてに入ります。

事務局から説明をお願いします。

吉川主任

大阪府最低賃金の改正決定に係る意見等について、私、吉川のほうから事務局を代表して御報告いたします。

最低賃金法第２５条第５項に基づき、本年７月２日付で大阪府最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する公示を行いましたところ、意見書の提出がございました。その他、最低賃金に係る要請等もございました。

この意見書及び要請書等の原本は、全て公益委員のお席の後ろ側に置いてございますので、各々確認いただきますようによろしくをお願いします。

これから、御意見、御要望等の報告をさせていただきますが、時間の都合上、共通の内容のものにつきましては、まとめて御報告させていただきます。

まず、労働者側の意見でございます。

先ほど御案内さしあげたとおり、資料として全国生協労働組合連合会より提出のあったパート労働黒書No.11、大阪労連より提出のありました2024年大阪労連「最低賃金」生活体験報告書を皆様に配付差し上げております。

同報告書は、最低賃金で生活をした体験やアンケートを基にまとめられたものでございます。

これらと並び、以下は、先ほど御案内のとおり、例年どおり御覧いただけるように配架してございますが、まずは資料の15ページ、資料2-6を御覧ください。

御覧のとおり、7月16日付で大阪労連ほか169団体から、大阪地方最低賃金審議会会長宛てに「大阪府の最低賃金大幅引上げ、時間額1,500円の早期実現と全国一律最低賃金制度を求める意見書」の提出がございました。内容は、1、物価上昇を上回る賃上げを実現し、全ての労働者が人たるに値する生活ができるようにするため、大阪府の最低賃金を大幅に引き上げ、生計費原則に基づき早期に1,500円に到達させること、2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること、3、最低賃金の大幅引上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めることの3点の要望でございます。

また、同じく7月16日付で、「物価高騰が止まらない今こそ、経済の好循環に向けた生活保障賃金の確立を！大阪の最低賃金1,500円の実現！全国一律最低賃金制度の創設を求める」要請等が23団体、個人1,197名から提出されているほか、その概要として、物価上昇を上回る賃上げの実現、大阪府最低賃金の大幅引上げ、早期に時間額1,500円の到達、全国・全産業一律最低賃金制の確立などを求められています。

これらの意見・要請は、働くシングルマザーなど困窮を訴える労働者の立場からの強い要望等が同様になされているものであります。

また、5ページの資料2を御覧ください。これは7月8日付で、日本共産党大阪府議会議員団から大阪労働局長宛てに「賃上げ実現、大阪の雇用を守る重点要望」として提出されたものです。また、そのほか9ページ、資料2-4として添付させていただいておりますが、民主法律協会より意見書、また13ページに資料2-5として個人等からの意見書もございますので、併せて御案内といたしました。

このほか、資料としては添付してございませんが、7月2日に自治労いずみ市職員組合ほか24団体から、7月9日に日本基幹産業労働組合連合会大阪本部ほか11団体から、「大阪府最低賃金の引き上げを求める要請」が提出されています。

その概要は、1番目として大阪府最低賃金を2023連合大阪リビングウェイジ1,120円（時間額）以上に改正すること、2番目として、中小企業・小規模事業者においても最低賃金の引上げが確実に進むよう、労務費の上昇分が適切に取引価格に転嫁できる環境整備と支援策の周知徹底について関係官庁と連携を図ること、3番目として、特定最低賃金はその意義を再度公労使で認識を深めた上で、労働協約ケースでの企業内最低賃金協定の水準や協定割合等を重視し、事業の公正競争の確保に資する審議を行うこと、4番目に、特定最低賃金の新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げを図り、労働条件を向上させること、5番目に、大阪地方最低賃金審議会において意見書の提出者及び関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること、特に有期・短時間・契約・派遣等で働く者の生活実態及び意見を尊重することなどについて、要請する申し入れがなされているものです。

同じく7月19日付で「中小企業労働者、非正規労働者など全ての労働者の賃金の改善のために大阪

府最低賃金1,500円の早期実現を求める意見書」、これが15団体、個人14名から提出されてございます。御確認いただきますように、よろしく願いいたします。

労働者側の意見は以上でございます。

続きまして、関係団体の意見として、資料を少し戻りまして資料3ページ、資料2-1に添付いたしましたとおりの6月28日付で大阪弁護士会会長より「物価の上昇に応じた大幅な最低賃金の引き上げをもとめる会長声明」が提出されてございます。

引き続きまして、以降は使用者側からの意見でございます。

資料7ページを御覧ください。資料2-3でございますが、7月10日付で一般社団法人大阪タクシー協会から大阪地方最低賃金審議会会長宛て「地域別最低賃金額改定に対する意見書」として提出があったものです。内容といたしましては、令和2年から本格化した新型コロナウイルス感染症の拡大による影響により、いまだタクシー事業においても経営状況の悪化は極めて深刻な状況であること、昨今の燃料価格の高騰に伴いタクシー事業の経営基盤を揺るがしかねない惨憺たる結果を招いている、一部の事業者で事業継続が困難になり、ますます廃業を余儀なくされる、そのため、これらのタクシー業界の現状を踏まえ、最低賃金の改正については、慎重の上にも慎重な審議と、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨に酌量するよう強く要望するとのものでございます。

意見書、要請書等に関する説明は、以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして御質問、御意見等ございますでしょうか。

柴田委員お願いします。

柴田委員

すみません、ちょっと確認したいんですが、5ページの資料2-2の要望、これ、宛先が労働局長宛ての資料になっていますが、審議会会長宛てでないこういう要望書とか意見書の取扱いというのはどうされるのですかね。審議会会長宛て以外の要望書を資料としてしまうと、ほか、いろいろ行政庁に出されている要望とかもあると思いますが、その取扱いはどうされているのか、確認させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

柴田課長

賃金課長の柴田です。

労働局長宛ての文書ではございますが、最低賃金を時給1,500円以上に引き上げることというところが出てございますので、今回の賃金についてはかなり関係するものと判断して、公開資料として添付をいたしました。

柴田委員

となると、関係する資料ってほかにもたくさんあるのじゃないかなと思うので、それですと、例えば私どもの団体にも最低賃金引き上げてくださるかという要望がいろんな団体から出されています。それと同じ取扱いにならないのか、いや、関係あるのであれば、逆に、出された方に審議会会長宛て

にちゃんと出してくださいと補正を求めていただくのではないのかなというのと、仮に参考になるといふのであれば、資料ではなくて、今日お配りされているほかの冊子と同じような参考資料の扱いにされるべきではないかなと思いますが、どうですか。

柴田課長

お話としては分かりましたので、また次回、どういうふうにするか検討させていただければなというふうに思います。

衣笠会長

御質問ありがとうございました。

そうしましたら、ほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(意 見 な し)

衣笠会長

ありがとうございます。

そうしましたら、ただいまから大阪府最低賃金の改正について関係の方々から直接御意見の聴取を行います。

本日、意見聴取につきましては、7月2日の第358回総会にて御承認いただきましたとおり、同日付で意見聴取に関する公示を行った結果、5名の方から申出をいただきました。

ただいまから、意見の陳述を行っていただきます。

発言時間はお1人10分以内にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

進行は事務局でお願いします。

吉川主任

承知をいたしました。

そうしましたら、以降、私、吉川のほうで進行いたします。

それでは、最初にライフ労働組合ライフ三津屋店パートタイマー、甲斐瞳様から意見陳述をいただきます。

甲斐様、陳述台まで移動していただき、意見陳述をよろしくお願いいたします。

甲斐陳述者

皆さん、こんにちは。ライフ労働組合の甲斐と申します。本日はよろしくお願いいたします。

本日は、この審議会で話しさせていただくという貴重な機会をありがとうございます。

私は、ライフ三津屋店という大阪市内の店舗で15年間パートタイマーとしてサービスカウンターでの受付やレジの仕事をしています。2009年入社当時、大阪の最低賃金は762円、三津屋店レジ係の時給は830円でした。当時、私は扶養内で働いており、1日4時間勤務、手取り6万程度でパートナーの稼ぎも少なく、その日暮らしがやっとでした。3年後、シングルマザーになり、3人の娘を育てな

がら1日7時間契約のパートタイマーとして働くことになりました。子供のことを考えると、家賃が安い土地に引っ越すこともできず、安い賃金で高い家賃を払いながら切り詰めての生活になり、子供たちにはたくさんの我慢をさせてしまいました。長女が高校卒業後の進学を断念し、家計を助けるべく就職への道を選び、次女の私立高校、大学進学への夢をかなえてくれました。今年、三女が中学生になり、これからの進学のことを考えると、正直、国の手当だけでは次の道に進ませることができません。

円安による輸入コストの増加や原油価格の高騰による物価の上昇は加速するばかりです。このまま頑張っても少ない賃金では欲しいものも買えず、働く意欲もなくなり、悪循環につながります。労働人口の減少により国民1人当たりの生産性向上は必須です。最低賃金の引上げにより所得が上がり、生活が安定することによって心のゆとりが生まれ、より安心して働けると確信しています。最低賃金が上がれば、子供たちが将来の夢もかなえやすくなり、労働意欲も上がり、経済も活性化するのではないのでしょうか。このような観点からも、最低賃金を引き上げるべきだと感じています。

どうか私の大好きな大阪が住みやすく働きやすいと思える都市になりますよう、子供が大阪で生まれ育ってよかったと思えるためにも、最低賃金1,500円以上への引上げをよろしく願いいたします。以上で終わります。ありがとうございました。

吉川主任

甲斐様、ありがとうございました。

陳情者席にお戻りくださいませ。

次に、ライフ労働組合ライフ八戸ノ里店パートタイマー、廣田琴海様から陳述をいただきます。

廣田様、陳述台まで移動していただいて、意見陳述をよろしく願いいたします。

廣田陳述者

皆さん、こんにちは。ライフ労働組合の廣田と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、この審議会でお話しさせていただくという貴重な機会をありがとうございます。

私は、ライフ八戸ノ里店という東大阪市のスーパーマーケットで2018年からパートタイマーとして水産部門で調理を担当しております。

パートタイマーで働く理由の多くは、配偶者特別控除の所得制限かと思えます。しかし、パートタイマーで働く理由は人それぞれです。育児や介護を理由にパートタイマーを選択している人など、私もその一人で、家庭とのバランスが理由です。私生活では同じライフの水産部門で正社員をする夫と2人暮らしです。夫は早朝から夕方までの勤務で、私はフルタイムの正社員で働くと、2人の生活時間が取れないということを理由にパートタイマーを続けています。

生活は充実していますが、収入面では少し厳しく、世帯として600万程度の手取りです。子供を持つこと、住宅の購入などを検討している最中ですが、教育費の出費、老後の不安に加えて昨今の物価高や光熱費の高騰が重なり、不安が残ります。

そして、今まさに現場は人手不足です。配偶者特別控除の範囲内で働いている短時間パートタイマーが多いスーパーマーケットにとって最低賃金の引上げと人員不足は表裏一体です。社会保険制度の見直しが急務だということは言うまでもありません。しかしながら、先に申し上げたとおり、パートタイマーで働く理由は人それぞれです。育児や介護による労働時間を制限されている方にとって最低

賃金の引上げは必要不可欠です。多様な人材の活躍という観点でも、最低賃金を引き上げるべきだと感じています。

物価高による消費の鈍化や将来への不安から、不景気につながるという悪循環を断ち切るのは、賃上げしかありません。最低賃金の引上げにより所得が上がって生活が安定するからこそ、大阪をよりよくするのではないのでしょうか。最低賃金の引上げをよろしくお願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

吉川主任

廣田様、ありがとうございました。

陳述者席にお戻りくださいませ。

続きまして、働く女性の人権センターいこる、小田みどり様から意見陳述をいただきます。

小田様、陳述台まで移動していただいて、意見陳述をよろしくお願いいたします。

小田陳述者

小田と申します。本日は、意見陳述の機会を与えていただき、ありがとうございます。

私は、ユニオン大阪という地域ユニオンの役員と、働く女性の人権センターいこるという市民団体の運営委員をしていて、労働相談を受けています。私自身もパートで働いて30年になります。

今日は、それらの経験からお話をさせていただきたいと思います。

まず、私どものユニオンは組合員の半数が非正規雇用で働いており、ほぼ全員が有期契約です。契約期間は2か月契約、3か月契約の方が増えている印象です。もちろん、ボーナスも退職金もありません。正社員であっても時給換算すると最低賃金すれすれというケースも少なくありません。

また、警備やトラックドライバーでは仮眠時間や手待ち時間が労働時間にカウントされていないため、拘束時間で割ると最低賃金を大幅に下回っているケースもあります。仮眠時間といっても名ばかりで、その実態は労働時間です。また、時間外労働の賃金が正しく支払われていないことも多いです。

しかしながら、労働基準法を守らない悪い経営者ばかりというわけではなく、例えば大手企業の下請けや孫請け会社であったり、取引先との力関係の中で単価が安く抑えられているためにぎりぎりの経営状態だったということもありました。

厳しい経営を強いられている中小零細企業や非正規労働者によってこの社会が支えられているのではないかと思うことがあります。

今、全労働者の4割が非正規雇用です。その中の多くが最低賃金か、もしくは最低賃金に近い賃金で働いています。全国に展開する飲食店やコンビニエンスストアでは、どこも最低賃金にわずかに上乗せした賃金で募集されています。

昨今の人手不足のために、一部の業種では時給が高めに設定されていたりしますが、不安定雇用であることに変わりはありません。

非正規雇用で働く組合員の中には、家族の介護のために正社員の仕事を辞めざるを得なかったり、御自身が病気になって解雇された人もいます。また、生活のためにダブルジョブ、トリプルジョブをしている人もいますし、病気になっても家族に頼ることができない人もいて、皆さん、様々な事情を抱えておられます。

ここで私が言いたいのは、誰も好きで非正規雇用で働いているわけではないということです。

しかし、元気で働けているうちは何とかありますが、一旦病気やけがで働けなくなってしまうと、直ちに生活に困ります。契約社員で働いていたある女性は、もともとの賃金が高くないので傷病手当を受給できても十分な金額ではありません。また、契約社員には病気休業の制度が認められていなかったため雇用継続の保障もなく、休んでいる間に契約を打ち切られるのではないかと不安が強く、とても治療に専念できる状態ではありませんでした。長年まじめに働いて少しずつ貯金もされていたようですが、休職中の家賃や生活費、社会保険料、入院治療費などの支払いのためには貯金を切り崩すしかなく、貯金が底をつくのは時間の問題でした。生活保護の申請を試みましたが、家賃がもっと安いところに引っ越さないと受給できないと言われました。引っ越すと言っても女性ですので、ある程度の安全性を考えると、家賃が安ければどこでもいいというわけにはいきません。

これは決して特別な事案ではありません。最低賃金に張りついた働き方をしている誰に起きてもおかしくない話で、これが現実です。

話は変わりますが、連合の発表によりますと、昨年の春闘での賃上げは平均3.58%で、30年ぶりの高水準ということでした。今年の春闘では多くの大手企業で昨年をさらに上回る5%を超える賃金の引上げがされた大きな話題になりました。中には労働組合の要求どおりの満額回答や、それを超える水準で回答妥結する企業も見られ、その様子がニュースで流れていました。また、そこで働く非正規労働者の賃金も大幅に上昇したというふうな記事も見ました。これはまさしく連合の御尽力によるものだと思います。

ただ、賃上げムードや一部の企業による過去最高益というのも中小零細企業で働く非正規労働者には正直なところ別世界の話のようです。そこから取り残され、今年の春に一円の賃上げもされなかった労働者は膨大にいるのです。

ここ数年、最低賃金がそれなりに引き上げられてきたことは承知しています。しかし、何もかもが値上がりしてきた物価高にはとても追いついておらず、生活実感でいえば、実質賃金は下がっているのではないかと思います。働いても働いても貧困から抜け出せない、その日その日の生活に手いっぱい蓄えもできず、病気やけがでもすれば即座に破綻です。

非正規で働く若い世代も多い中で、将来家庭を持つことや子供を産むことに躊躇してしまう人がいるかもしれません。

最低賃金の問題と有期契約の問題は別だとおっしゃる方もいるかと思いますが、私たち非正規で働く労働者にとって、この2つを切り離しては考えられません。

ところで、最近のユニオンの相談事例にこういうケースがありましたので、一つ御紹介したいと思います。

金属関係の製造業ですが、ユニオンが今年の春闘で1万円の賃上げを勝ち取りました。組合員たちは大変喜んでいたのですが、実は会社はその裏で外国人労働者たちの一時金や退職金を一方的に大幅に切り下げしていたのです。彼らはもう二度と日本には来ないと言っています。誰かの利益のために誰かを泣かせてよいはずはありません。しかし、残念ながらこのような構図は実はいたるところで見受けられます。

最後になりますが、先ほど報告がありましたように、今年度の最低賃金の目安が50円に決まったと聞きました。政府は2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円を目指すとの考えを表明しています。この先10年で毎年50円アップしていくペースの計算になりますが、少しでも早く時給1,500円が実現することを強く求めます。

最低賃金でも誰もが無理せずに暮らしていけるよう、今回の審議会で目安を上回る引上げを御検討いただけますよう切にお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。

吉川主任

小田様、ありがとうございました。

陳述者席にお戻りください。

続きまして、全大阪労働組合総連合幹事、三枝花世様から意見陳述をいただきます。

三枝様、陳述台まで移動していただいて、意見陳述をよろしく申し上げます。

三枝陳述者

皆さん、こんにちは。今御紹介いただきました全大阪労働組合総連合の幹事をしております三枝花世と申します。

私の出身は大阪いずみ市民生協でパートの配送担当者として2005年に就職いたしました。当時の最低賃金は708円でした。賃金は、時間給は755円で配送手当が245円と合わせて時給1,000円でした。

私はシングルで働いていましたので、その当時、1,000円はとても魅力に感じて入りました。仕事内容は配送ですので、何ら正規職員と変わりません。しかし、年々最賃が上がるけれども、数年時給は上がらず、最賃に追いつかれると上がるのみでした。非正規労働者は定期昇給もありませんし、ベースアップも非正規はほとんどなかったです。やっと今春闘では団体交渉で30円の回答が引き出されました。正規と非正規の差が確実に表れています。本当に最低賃金の引上げが唯一の手だてです。

また、いずみ市民生協では配送担当の非正規労働者のうち、私のようにシングルで働く労働者も多く、子供が病気にかかる、嫌味を言われながらも何とか休みをもらい、必死に子育てをしていました。私の子供が小学校のときは学童に通わせ、もちろん鍵っ子でした。今思うとちょっとかわいそうな思いもさせたなと思いますが、そのようにして働かないと生活できない状況です。

さて、大阪労連では最低賃金生活体験を本年度15人が体験し、5人が生活証言、いわゆる家計簿調査をしました。お配りの報告書になっております。時間額1,064円で1か月173.8時間、これは中賃審議会が使用している労働時間働いたとして賃金は18万4,923円です。そこから大阪市概算の各種保険、所得税、住民税を引いた額が14万8,567円、40歳以上は14万7,397円です。ここから大阪市の住宅扶助費の家賃4万円を引くと9万8,567円、40歳以上では10万7,397円、そこから固定費などを引いて1か月休験しました。15人が挑戦し、10人が赤字となり、何とかやりくりし、この金額に収まったのは5人でした。特に食費はこの物価の高騰で外食はせず、自炊などで工夫し、生活している様子が見えます。

しかし、管理栄養士の考察では体験者の9割が野菜不足になっています。できるだけ買い控えることで必要な栄養が足りなくなっているようです。それによる食物繊維の摂取量減少で、近年の大腸がん発症に多大な影響をもたらし、便秘やコレステロール、血糖値の緩和などに影響を及ぼし、健康障害について諸症状を引き起こす原因になるとしています。その上、ビタミン、ミネラルの摂取不足に関係してきます。ビタミン不足は体調不良や疲れやすさにつながり、鉄分やカルシウムなどのミネラル不足は貧血や感染症にかかりやすいなど、諸症状に関係してきます。毎日の食生活が健康、体の状況に影響を与えることを想像することが大切だとしています。いかに食事が大事かが分かります。

そして、感想文からは、できるだけスーパーやコンビニに行く回数を減らした、食事の誘いも断るので誘ってもらえないし人とのつながりが希薄になってしまいそうだと感じている、また、最賃では預金に回すことができないし、特に家電が壊れたり急な病気やけがをしたときのことを考えると恐怖です、娯楽に回せるほどの余裕もなく何のために働いているのかが分からなくなりそうだったと述べられています。

私たちは1か月の生活でしたが、最低賃金で生活している労働者は日々大変な状況が分かります。これでは憲法25条が保障する健康で文化的な生活は厳しい状況です。

また、お配りしております生協労連では、11年前から毎年パート労働黒書と題して全国の生協で働く非正規労働者の生活実態を明らかにしています。ダブルワークやトリプルワークをせざるを得ない状況や、いつまでたっても安定した生活ができない、節約しても生活が苦しいといった声が出されています。この声を厚労省交渉のときにも提出し、最低賃金1,500円を訴えてきています。

また、大阪労連では2020年、コロナ前になりますが、大阪府内で働く労働者の約1万人に生活実態調査、持ち物財調査のアンケートに取り組み、必要生計費調査を実施しました。

私たちの調査で、大阪市に住む25歳の独り暮らしで普通に暮らすために必要な金額は、月額24万4,951円、時間額1,633円と示されました。先ほど最賃体験でもありましたように、大阪府の最低賃金1,064円では、生活は大変苦しい状況です。

また、全国においても必要生計費調査が行われ、今の物価高騰で再調査もされています。

再調査では、1,700円を超える時間額が必要と結果が出ています。大阪労連としても再調査を実施予定ですが、恐らく1,700円以上になるだろうと予想されます。生活不安をなくし、誰もが人間らしく働き暮らせる社会を実現させるには、最低賃金の大幅な上げが欠かせません。

また、大阪労連では毎月定例で最低賃金引上げアピール宣伝を京橋駅で行っています。最低賃金1,500円を求める署名の取組で、最低賃金で生活している方からは、今の物価の高騰に悲鳴が上がっています、賃金が上がらないので最低賃金を上げてほしいとの切実な声があります。

また、奈良県の方からは、大阪が時給が高いので仕事は大阪に来ている、時給1,500円あればもう少し生活も楽になるし、全国一律ならば大阪まで来なくても奈良で働けると話されていました。そして、若い女性2人からは深夜にアルバイトをしているとして、時給を聞くと1,300円で働いている、それを聞いて、その時間は深夜割増で25%が入るので、1,330円だよと伝えると驚いていました。違法ということを知らないのが現実です。経営者がわざと違法なことをしているのか、また仕方なく時給が上げられないのか、どちらにしても違法は違法です。

そんな中、フランスでは物価に連動して毎年1月に法定最低賃金が改正徹底され、自動的に改正される仕組みとなっています。そうすると、会社が潰れるのではないかと思います、中小企業支援をしっかりとやっているのです。日本のように非常に中小企業支援が少ないという問題点や、生活者に公的資金を出したがるという政治のやり方にも問題があります。

政府は、2030年代半ばまでに全国平均を1,500円にする目標を掲げ、2024年の経済財政運営と改革の基本方針に、より早く達成できるよう取り組むとしています。先ほども申したとおり、最低賃金は今すぐ1,500円が必要なんです。そして、全国どこで働いても同じ時間給が必要です。狭い日本において生活に必要な費用は地域ごとに差はありません。しかし、最低賃金は地域ごとに大きな開きがあります。現行の地域別最低賃金を定めた最低賃金法を全国一律制にする法改正についても求めています。

最後に、昨日、中賃で50円の目安が出ました。大阪では1,114円になりますが、普通に働けば生活できる社会に向けて大幅な最低賃金の引上げをお願いしたいと思います。

以上、私からの陳述とさせていただきます。ありがとうございました。

吉川主任

三枝様、ありがとうございました。

陳述者席にお戻りください。

続きまして、大阪府中小企業団体中央会副会長、吉田順年様から意見陳述をいただきます。

吉田様、よろしく申し上げます。

吉田陳述者

大阪府中小企業団体中央会で副会長を務めております吉田でございます。

本審議会で意見陳述の機会をいただきまして感謝申し上げます。

私は、大阪の中央会において十数年にわたり現在に至るまで労働委員会に所属し、そこへ寄せられる意見や情報について様々議論してまいりました。その立場から、本日、審議会での調査審議に関して意見を述べさせていただきます。

委員の皆様には今更のことと思われそうですが、最低賃金制度は最低賃金法第1条で、この法律は賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする施策でございます。

これに対して、企業側の立場からいたしますと、労働者の賃金は、この仕事に幾らの賃金でやってほしいか、また、この賃金で仕事をしてもらえるかとか、あるいは果たして人が集まってもらえるかという需給のバランスの中で成り立っていると考えられます。

改めて考えますと、最低賃金制度の趣旨は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することこのはずであり、企業等で働く労働者全体の賃金の引上げのための制度ではないということ審議会委員の皆様には改めて御確認をいただき、慎重な調査審議をお願いしたいと存じます。

昨年の大阪府最低賃金は、過去最高水準の41円が引き上げられ1,064円となりました。令和2年の964円からこの3年間で100円上がりました。政府が賃金引上げを政策手法に最低賃金制度を活用した結果と思われそうですが、私ども中小企業事業者にとっては大変大きな上昇額と言え、事業経営環境への影響があると言えます。

そもそも大阪の最低賃金額1,064円で働く方々は、最低賃金法で規定される賃金の低廉な労働者と一概に言えるのでしょうか。この声は多くの中小企業経営者から届いております。

今年の審議会におかれましては、賃金の低廉な、すなわち賃金の最低額を保障とは、まず現況大阪府下において時給で幾らなのかをデータに基づき根拠を整理し、お示しをいただきたいと存じます。

7月2日に大阪労働局長から大阪地方最低審議会会長宛ての大阪府最低賃金の改定決定についての諮問には、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2024、以下骨太の方針と申し上げますが、それに配慮し調査審議をお願いしたというふうに記載されております。

御承知のとおり、骨太の方針2024には最低賃金は2023年に全国加重平均1,004円が、公労使3者で

構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円にすることを指すとした目標について、より早く達成ができるよう労働生産性の引上げに向け、自動化・省力化投資の支援や事業承継、またM&Aの環境整備に取り組むということが記載されています。

2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円を目指すということは、毎年最低賃金の加重平均を50円ずつアップしていくということになります。仮にこの骨太方針に沿って大幅な最低賃金の引上げが数年にわたって続くと、労働分配率が高い、大きい中小企業では人を雇うこと自体が相当な負担となっていくことが懸念をされます。

それでは中小企業基本法の基本理念の一つである就業機会の増大にて地域の雇用の担い手として期待される中小企業が一部でその役割を担えなくなっていくのではないかと危惧をいたします。

コロナ以後、中小企業の業績の回復度合いは、業種業態や企業間でもばらつきがありますが、特に円安の影響は大きく、インバウンドや輸出関連の業種の中には恩恵を受ける企業が一部あるものの、仕入れを輸入に頼る中小企業の大半はエネルギーや原材料費等のコスト増による収益の圧迫、そのマイナスの影響を受けております。

さらに、生活者の物価高へ対応するため賃上げの圧力があります。

この問題を解決するためには、まずエネルギー、原材料費だけでなく、労務費も含めた分の価格転嫁をしっかりと進めるべきだと考えますが、直近の調査結果では、価格転嫁は中小企業全体の約半分程度にしか進んでおりません。大幅な最低賃金の引上げは、価格転嫁が十分に行われ、中小企業が稼ぐ環境が整い、力を取り戻したことを確認した後に行うべきであります。

経済成長において、よく、卵が先か鶏が先かの議論がありますが、卵を労働者の購買欲、鶏を中小企業の稼ぐ力とするなら、我々中小企業は鶏が先であるとの立場であります。親が子を産み育てる、その気力・体力を失えば、元も子もないということでもあります。

改めて申し上げます、大阪府下における私の知る限りのほぼ全ての中小企業者は、それぞれの地域において労働者との信頼関係に基づいて雇用を維持し、継続的に経営を安定させてこそ労働者の生活の安定、すなわち持続的な賃上げがかなうものと考えております。

大阪の最低賃金審議会において骨太方針等に配慮した調査審議を行うのであれば、まずは中小・小規模事業者の支払い能力を十分考慮した、骨太方針の記載内容なら労働生産性の引上げに向けて自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組むというところを第一に配慮した調査審議をお願いしたいと存じます。

また、昨年の審議会答申の公益委員見解では、以下のようにまとめられています。

本会の答申に当たっては中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が労使共通の認識であり、成長と分配の好循環と、賃金と物価の好循環を実現するためにも大阪府最低賃金の改正がエネルギー価格や原材料費等高騰といった企業経営を取り巻く環境、とりわけ労務費あるいは原材料、エネルギー価格などの企業物価の高騰を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者の賃金支払い能力に与える影響を踏まえ、関係省庁が連携して賃金引上げの環境整備のため生産性向上に向けた設備投資のさらなる支援や取引条件の改善等、以下の支援策の早急な実施を政府及び大阪労働局に強く要望するとされました。

さらに、経団連が公表しています本年新規の賃上げ状況では、大企業が昨年3.99%が今年5.58%、1.59ポイントアップしているのに対しまして、中小企業は3%から3.92%、0.9ポイント、大企業と

中小企業の格差は開いております。

このことは、政府の中小企業に対する賃上げ環境整備対策の効果が出ていないことを意味する数値であるというふうに考えておりますので、まずは昨年の審議会答申における要望内容について政府及び大阪労働局においてどのような対応が行われたのか、中小・小規模事業者が最低賃金の引上げが行われても十分に対応できるように環境整備が整っているかどうかを審議会におかれましては十分に御審議をいただきたいと存じます。

最後になりますが、今年の審議会答申での政府及び大阪労働局への要望内容を審議される際に、改定最低賃金の発効日についても御審議をお願いしたいと存じます。

大阪府の最低賃金の発効日は平成27年以降、平成29年9月30日以外は全て10月1日とされております。最低賃金額は赤字企業も含め強制力をもって適用されるものでありますが、ここ数年の大幅な最低賃金の引上げでその対応が必要となる労働者が増えることにより、労働分配率が高い多くの中小企業からは、改定決定から2か月余りで対応には限界があるという意見が多く挙がっております。また、他県では10月1日の発効日には間に合わない審議日程を組んでいるところがあるとも聞いております。

改定額の発効日については、中小・小規模事業者の負担軽減の面から、11月あるいは繁忙期を過ぎた年始以降にさせていただくなど、10月1日にこだわらないなどということの御審議をよろしくお願い申し上げたいというふうに考えています。

私からは以上であります。ありがとうございました。

吉川主任

吉田様、ありがとうございました。陳述者席にお戻りください。

ただいま15時でございます。冒頭御案内しましたとおり、局長におかれましては御退席になります。恐れ入りますが少々お待ちください。

失礼いたしました。意見陳述は以上となります。

それでは、衣笠会長にお返しをいたします。

会長、以降の進行をよろしく申し上げます。

衣笠会長

5名の方から御意見をお伺いしましたが、御意見の内容につきまして御質問等ございますでしょうか。

北川委員

公益委員の北川です。皆様、ありがとうございました。

大阪地方最低賃金の審議の権限のない者が質問をしてもあまりよくないような気もするのですが、ちょっと知りたくてお尋ねしたいことが2点あるので、お二方に分けての質問になるのですが、まず最初に、最後にお話しされた吉田さんに一つお伺いしたいことがあります。

まず中小企業の業種業態で業績が大きく変わってくるというのは重大な御指摘で、また中小企業対策の効果をしっかり考えないといけないということも本当に御指摘のとおりだと思いました。私、ちょっとお伺いしたいのは、最低賃金、急激に上がっていますけれども、吉田さんのほうにお話が上

ってくる中で、これは最低賃金を上げるということの趣旨にかなわないのではないかと感じる中小企業の方は、どのような従業員の方を想定しておっしゃっているのかなという。

吉田陳述者

すみません、もう一度お願いします。

北川委員

低廉な賃金の労働者について、引上げをするのが最低賃金法の趣旨ということをおっしゃっていたと思うんですけども、その趣旨にそぐわないのではないかと御相談とか意見を受けたときに、その御意見をおっしゃっていただいた中小企業の方は、どういう従業員を想定されているのかなというのを知りたいです。例えば共働きの方を想定していらっしゃるのか、あるいは今だと1,064円ですけども、この仕事は1,064円で頼む仕事ではないよなというふうな感じで思っているのか、ちょっとそこが分からなくて、教えていただきたいです。お願いします。

吉田陳述者

ありがとうございます。

聞いております多くは、最低賃金ぎりぎりのところでお支払いをして働いてもらっているということよりは、そのお立場に見合うギャラをお支払いして、そのポストに就いていただく、ただ、人件費の総量を多くの企業の場合は前年の実績に基づいて算出をいたしますので、その配分についてはおおよそ前年の成績があるのでぎりぎりであるということがあります。それで、本来であればもっと賃金をお支払いしたいところ、なかなかそれがかなわないと聞いておりますし、また、非常に最低賃金の基準に照らして、その基準の範囲内でやっていただくということを超えて責任ある立場を任せているというようなことも聞いております。ですから、むしろ一律に上がるときに、シフトを組んでおられたり、数多くの従業員の方の手助けを得ている中小企業者にとっては、一律に上がるということがむしろ先に様々な施策を施した後に収益率が安定して上がり、そして分配したいというのが本音じゃないかというふうに考えています。

これで回答になっていますか。

北川委員

はい、よく分かりました。壇上でおっしゃっていただいたように、政策の順番がとても大事になるということですね。

吉田陳述者

そうですね。

北川委員

はい、よく分かりました。ありがとうございます。

吉田陳述者

ありがとうございます。

北川委員

あともう一方、ライフの労働組合の甲斐さんにお聞きしたいんですけども、物価高でだんだん生活が苦しくなっていると思うんですけども、現場で、例えばライフさんだったらライフさんで働かされている方々は、現場でちょっとずつ働く意欲をなくしているように見えるのか、それともやっぱり働くことは働くことだといって一生懸命変わらず働いていらっしゃるのか、そこら辺の働かれているときの周りの皆さんの意欲とか感覚というのもちょっと知りたいです。

甲斐陳述者

ありがとうございます。

私どもの店は、与えられた仕事は一生懸命やる人たちばかりなので、今のところそういうことはないんですが、やはり生活が苦しくなっていく人たちもたくさんいるので、賃金が上がってもらえればもっと意欲たっぷり働けるのかなと思います。

北川委員

分かりました。ありがとうございました。

衣笠会長

ありがとうございます。

ほか、御質問等ございますか。よろしいですか。

(意 見 な し)

衣笠会長

ありがとうございました。

意見陳述をいただいた皆様、本日は貴重な御意見をありがとうございました。

また、大阪府最低賃金専門部会の委員の皆様におかれましては、ただいまの御意見につきまして十分御留意の上で御審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

意見陳述者及び随行の方で退席なされる方は、ここで御退席いただいて結構です。どうもありがとうございました。

そうしましたら、次、議事（3）に入ります。

令和5年度大阪府最低賃金の改正決定に係る答申の附帯事項に関する取組状況報告についてに入ります。

事務局から御説明をお願いします。

柴田課長

賃金課長の柴田です。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、令和5年8月7日付、大阪府最低賃金答申の際、御要望いただきました附帯事項につき

まして、取組状況を報告いたします。

お手元の資料4の令和5年度大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組についてを御覧ください。

1ページには、答申附帯事項といたしまして、関係省庁が連携して、賃金引上げの環境整備のため、生産性向上に向けた設備投資の更なる支援や取引条件の改善など、以下の支援策の早急な実施を政府及び大阪労働局に強く要望するとございます。

附帯事項は、政府への要望と大阪労働局への要望の2つがでございます。

では、2ページを御覧ください。

政府への要望の①についてでございます。

業務改善助成金におきましては、令和5年8月31日に対象事業場を拡大し、一定の条件を満たす事業者は賃上げ後の申請が可能となるように拡充が図られております。

さらに、令和5年12月26日には、一部の申請について申請期限が令和6年3月31日に延長が図られてまして、令和5年度の大阪の申請件数でございますが、1,529件と前年度の約3倍近くの申請がなされております。

次、3ページを御覧ください。

事業再構築補助金最低賃金枠についてでございますが、対象企業を拡大する要件緩和を実施、令和5年度補正予算におきましては、ものづくり補助金、IT導入補助金等中小企業生産性革命推進事業に1,000億円、として中小企業省力化投資補助事業の創設にその1,000億円というものが閣議決定されております。

政府への要望の2についてでございます。令和6年度税制改正により賃上げ促進税制の強化が図られ、この改正により中小企業におきましては、全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%の税額控除が可能となっております。

次に、同じページ、政府への要望の3についてでございます。業務改善助成金、賃上げ促進税制等を効果的に実施するためには、十分な予算措置が必要であります。そのためには制度の必要性を幅広く認識されることが重要となることから、制度の周知、さらなる利用促進を図っていききたいというふうに考えております。

次、4ページを御覧ください。

政府への要望の4についてでございます。

まず1番としまして、経済産業省の取組としましては、令和6年1月12日に下請中小企業振興法に基づき、発注側企業220社の企業名公表をしております。また、価格交渉促進月間、これは9月と3月でございますが、における周知・広報の強化及び月間終了後のフォローアップ調査の実施等を行っております。

次に、2番、公正取引委員会の取組でございます。令和5年11月29日に労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の公表や令和5年12月8日に下請取引の適正化についての要請を行いまして、令和6年3月15日には独占禁止法上の優越的地位の濫用に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表を行っております。

次に、3番の厚生労働省の取組でございます。1月から3月までの転嫁対策に向けた集中取組期間におきましては、最低賃金の遵守のための指導と併せまして、賃金引上げや転嫁対策関連の施策の周知などを行っております。

次に、5ページを御覧ください。

大阪労働局への要望の1でございます。1番の周知広報の取組でございますが、周知広報は、従来からできるだけ多くの大阪府民に知っていただけますよう様々な手段で行っており、大阪府内の全自治体へ広報誌の掲載依頼、ケーブルテレビ番組への出演、包括連携協定を結んだ金融機関での周知など、様々な媒体や機会を活用し、積極的に取り組んでおります。

まず1番といたしまして、ポスター・リーフレットによる周知としましては、大阪府最低賃金のリーフレット・ポスター、これは約1,900件の機関・団体そして事業場へ配付し、周知を図りました。また、需給調整事業部の派遣セミナーなどで配付、437の労働保険事務組合や近畿圏内の70大学・短大へ改正額や事業主支援策等に周知を図りました。

次、6ページを御覧ください。

2番の大阪府内全市町村に掲載を依頼でございますが、これは全ての市町村について掲載がされております。

次に、7ページを御覧ください。

下の7番のところでございますが、マスメディアなどを通じた取組でございます。一番下に記載しております大阪労働局YouTubeチャンネル、大阪労働局労働基準部公式Xによる情報発信につきまして、これは令和5年度初めての取組となっております。

では、少し飛びまして9ページ、御覧いただけますでしょうか。

次は履行確保の取組でございます。令和5年度までの最低賃金重点監督の件数と違反率の推移を掲載しております。パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議に基づく最低賃金・賃金支払いの徹底と賃金引き上げに向けた環境整備を行うため、1月から3月までを集中取組期間といたしまして、大阪府内の全労働基準監督署において最低賃金の遵守徹底を図り、最低賃金の履行確保のため集中的な監督指導を実施いたしました。

今後も関係機関と連携をいたしまして、中小・小規模事業者等が利用することが見込まれる場所でのポスター掲出、リーフレットの配架など、様々な媒体や機会を捉えまして、最低賃金等の周知・広報に取り組んでまいります。

また、最低賃金主眼監督の結果、一定数の違反事業場が存在するため、こちらにつきましても引き続き履行確保のための監督指導を徹底してまいります。

では、次に10ページを御覧ください。

大阪労働局への要望の②でございます。

まず1番、令和5年9月最低賃金周知・支援月間の取組でございます。令和5年度の9月を最低賃金周知・支援月間としまして、その取組概要と実施要綱を大阪労働局全体の取組としてプレスリリースするとともに、労使団体をはじめ、自治体や支援機関など中小企業と関わりの深い機関に対しまして、積極的な周知の御協力をお願いいたしました。

ここの(5)でございますが、最低賃金改定の影響を受けやすい事業場に対しまして、業務改善助成金など事業主支援策をまとめた資料を用意し、各労働基準監督署から直接働きかけを行っております。

次に、下のところ、2番、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターの取組でございます。

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、助成金の活用、生産性の向上、働きがいを高める賃上げ策などの相談に、電話・メール・個別出張訪問など、希望に応じて対応を行っております。

次に、11ページを御覧ください。

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターの相談件数などを記載しておりますが、全ての数において前年度令和4年度を上回っているという状況でございます。

同じページ4番、大阪における支援策活用状況でございますが、(1)厚生労働省関連につきまして令和3年度から令和5年度の活用状況、これを記載しております。

冒頭のところでもお話いたしましたでしたが、令和5年度の業務改善助成金、一番上のところでございますが、申請件数は令和4年度と比較して3倍近くの数値となっております。

また、表の上から4つ目のキャリアアップ助成金、社会保険適用時処遇改善コース、令和5年10月制度開始の分でございますが、この助成金は、いわゆる年収106万円の壁により労働者の手取り収入が減少するために就業調整が行われるケースがあることから、社会保険適用後も手取り収入が減少しないよう、事業主が労働者の収入を増加させる取組を行う場合の助成金となります。

令和5年10月に制度開始、その半年経過後に申請開始となりますので、申請件数、実績件数ともゼロ件となり、計画書の提出件数を記載しております。令和5年度の大阪の計画書提出件数は986件、全国では7,669件となっております。

次は12ページを御覧ください。

真ん中のところの5番です。近畿経済産業局との連携でございます。(2)としまして、近畿経済産業局が開催する補助金や税制措置に関する中小企業施策説明会におきまして、最低賃金制度、業務改善助成金についての紹介を行っております。

その下の6番、検証と課題・今後の取組でございます。賃金引上げを図る中小企業を支援する業務改善助成金と中小企業が賃上げしやすい環境を整えるための制度・助成金など幅広い相談に応じる大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター、経営課題などの相談に応じるよろず支援拠点、こういったものを積極的に周知いたしまして、それぞれの利活用促進に取り組み、また、関係団体、関係省庁と連携をいたしまして、横断的な事業主支援策の周知を図っていきたくと考えております。

次に、その下でございます。大阪労働局への要望の3でございます。配慮要請といたしまして、厚生労働省労働基準局長からは各都道府県知事と政令指定都市の市長宛て、大阪府内の政令指定都市以外の各自治体へは大阪労働局長と知事連名で、そして国の在阪行政機関へは大阪労働局労働基準部長名で、委託先の最低賃金履行確保に配慮を求める要請文書を発出してしております。

今後大阪府内全ての自治体、在阪行政機関に対する最低賃金履行確保のための配慮要請を実施してまいります。

では、13ページを御覧ください。

大阪労働局への要望の④でございます。

まず1番目の関係省庁との連携(1)のところでございます。下請かけこみ寺事業では、全国中小企業振興機関協会が開催した下請かけこみ寺事業にかかる近畿ブロック情報連絡会議に令和6年1月に出席をいたしまして、公正な取引慣行の構築、関係法令遵守の徹底について連携、また、最低賃金引上げに向けました支援制度等について意見交換を行いました。

その下、(2)のよろず支援拠点でございますが、労働基準監督署や大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小・小規模企業の支援に関する相談の際に、中小企業庁のよろず支援拠点や各種補助金について紹介しております。

次に、その下2番、労働基準監督署における取組といたしましては、(1)労働基準関係法令違反

が認められた事業場で、①として違反の背景に下請法第4条違反、独占禁止法第19条違反のおそれがある場合につきましては、公正取引委員会または中小企業庁に通報し、そして②番としまして違反の背景に元請による建設業法、いわゆる下請たたき違反のおそれがある場合、国土交通省に通報するというスキームになっております。

また、14ページをちょっと見ていただけますでしょうか。一番上のところでございます。(2)の労働基準関係法令違反が認められなくとも、賃金引上げの阻害要因として買いたたきなどが疑われる事案につきましては、公正取引委員会・中小企業庁または国土交通省へ通報、そして(3)といたしまして、下請など中小事業場から下請たたきに関する情報を把握した場合、下請振興法の振興基準ですとか、べからず集リーフレットを配付、そして下請かけこみ寺を紹介、こういった取組を行っております。

所管官庁と関係官庁との連携のスキームは整備されておりますので、引き続き連携を行いまして、最低賃金法違反等の背景を見極め、所管官庁への通報を確実に行っていきたいと考えております。

最後になりますが、大阪労働局への要望の⑤といたしまして、現在の取組状況等につきまして厚生労働省に説明を行い、十分な予算措置が得られるように取組は行っております。

そして、ここにございませませんが、大阪労働局への要望の⑥でございますが、ただいま説明した5項目の取組状況、これを検証いたしまして、本総会で報告させていただくこととなっております。

こういった取組につきましては、引き続き積極的に進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは、令和5年度大阪府最低賃金の改正決定(答申) 附帯事項への取組についてのこれまでの取組状況の報告は以上でございます。

衣笠会長

御説明いただきましてありがとうございました。

以上の御説明につきまして御質問等ございますでしょうか。お願いします。

柴田委員

いろんな詳細な各種取組をやっていることにまずは感謝申し上げます。

ということを前提にちょっと幾つか、今、最後に御説明がありました2ページの大阪労働局に対する要望の⑥の内容ですが、今ちょっと御説明を聞きながらずっと取組の内容を見ていたのですけれども、ここに記載のある実効性のある実施計画を作成し公表するとともに履行確保状況及び効果検証を併せて行いというくだりがございますが、実施計画は実際に作成をされて公表をされておられるかどうか、それからこの効果検証というのが、何かこの取組の中には効果検証らしき記載もあれば、ないところもあるので、そこら辺のところはどうなっているのかよく分からないというのが1点目でございます。

そして、7ページのところ、今さっき御説明がありました大阪労働局ユーチューブチャンネル、公式X、令和5年から新規の取組になっているとございましたが、実際に登録数とかフォロワー数とかが確認されておれば教えていただきたい。

3点目が11ページの4の支援活動状況のところ、厚生労働省関係のところ、業務改善助成金への申請が令和4年度から令和5年度3倍、すごく伸びているかなと思うのですけれども、大阪の中小企業、

約27万社ございますので、それに対してどうかというのはあるのですが、これ、予算に対しての執行率とか消化率とかいうのが分かれば教えていただきたい。

最低賃金を上げる環境整備が整ったかどうかということも非常に重要なポイントになるかなというふうに思っています。

説明で、キャリアアップ助成金の計画書提出件数986件、大阪とありましたが、これは年収の壁の影響を受けるパート労働者が、対象が何人ぐらいいて、この986件でどれぐらいカバーされたのかというの分かれば教えていただきたいと思います。

最後に、14ページ、最後のところの⑤のところですよ、現在取組状況について厚生労働省に説明を行い、十分予算措置が得られるよう、現在の取組状況等というのがここに記載されている全体のこれまでの13ページからの取組状況なのではないでしょうか。これは昨年の附帯事項で要望した事項の取組状況を今さら厚生労働省に説明してどうなのですかという素朴な疑問が一つあるのと、予算措置も今から予算措置を図られるように厚生労働省と折衝されるというのは、どうなのですかという素朴な疑問がございますので、そこら辺のところをちょっと御説明いただけたらなというのがあります。

すみません、もう一つ、この取組の資料4と関係ないのですが、昨年8月7日の総会のときに、当時の木原局長に私のほうから、周知広報予算があまりにも少なすぎるので、大幅に増額されないのですかというふうな御質問をさせていただいたときに、木原局長からは、すぐに予算の大幅な確保は難しいかもしれないというふうなお話をいただきました。その後、令和6年度予算が増額されたのかどうなっているのか、これについても教えていただきたいなと思います。

以上です。5点ほど、すみません、ありがとうございます。

柴田課長

すぐに答えられるやつから答えますけれども、まず2番のユーチューブチャンネル及びXの登録者数ですとかフォロワー数でございますが、ユーチューブチャンネル登録者数が2,610、Xのほうが、これはフォロワー数になるんですかね、フォロワー数が128という数字でございます。

あとのところは、ちょっとまた確認をさせていただけないですかね。確認させていただいて、また回答をさせてもらうということでもよろしいですか。

柴田委員

私は構いません。他の委員の方も良ければ構いません。

衣笠会長

そうしましたら、また後日、お答えのほうよろしく願いいたします。

そうしましたら、ほか、御質問等ございますか。

柴田委員

7月2日のときの総会のときに御質問させていただいた内容は。

衣笠会長

その他でします。

柴田委員

その他ですか、すみません。

衣笠会長

ほか、この附帯事項の取組についてに關しまして御質問等ございますか。
よろしいですか。

(な し)

衣笠会長

ありがとうございました。

そうしましたら、続きまして議事（４）その他に入ります。

前回の総会で柴田委員から事務局に御質問された件につきまして、事務局からの回答をお願いします。

柴田課長

諮問文のところ、御質問として令和元年から令和6年度までの諮問文の中で令和2年にいわゆる骨太のところ、令和2年だけなかったと、これはどういう理由ですかと、そしてまたいつから同様のこういった文言があったのかという御質問がございました。

これにつきましては、確認をしましたところ、令和2年につきましては大阪ですと7月8日に諮問文が出ているのですが、その経済財政運営と改革の基本方針2022、この閣議決定されたのが7月17日という日付でございました。ですから、その7月8日の時点ではまだ決まっておられませんので、諮問文には記載はされていないということだと思います。

あと、同様の文言がどうかというのを探していきますと、確認できた範囲でしか回答はできないのですが、平成25年の諮問文の中に経済財政運営と改革の基本方針に配慮したという記述がございますので、平成25年からかなというところでもございました。これについてはこういう回答になるのですけれども。

次に、要請文をいただいたもので4月18日に中央会ほか4団体から要望をいただいた中で中央及び地方の審議に関して要望しているのですが、その地方の審議についての政府見解を示してほしいというような御質問がございました。これも確認しましたところ、回答といたしましては、最低賃金の審議に当たっては中央、地方の最低賃金審議を問わず3要素に関するデータに基づいて労使で丁寧に議論を積み重ねて審議を進めることができるよう事務局として真摯に対応してまいりたいということで回答をいただいております。7月2日の残っているのはここかなと思います。

衣笠会長

ありがとうございました。

柴田委員、何かありますか。

柴田委員

もう一個、配意をお願いするという配意の範囲はどこまでが範囲ですかとってお伺いした、そのときのどこかと中途半端な答えやったか、どこか分からなかったので、明確に、要は当時配られた資料の8-1、8-2に書かれている関係箇所全てなのか、あるいは賃上げに関する内容の記述のところだけなのか、どっちかなという御質問をさせていただいたかなと思うのですが。

柴田課長

そここのところにつきましては、この前の専門部会の中でも事務局として回答いたしましたのは、大前提として、公労使3者が法定の3要素に基づいて議論を行って、その積み重ねによって決定に至るものであると、そして、その中で政府目標として中長期の金額と地域間格差是正に配意しつつも中小企業の経営にも配慮するよう求められている事情などについて配意して行ってもらいたいという回答をして、その後、確かその話の中で、これは基本的には大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分に考慮して行うため大阪府最低賃金に関する基本的な資料を踏まえて金額審議を行っていただきたいと、審議に際して労使が意見を主張する際に必要があれば政府方針に基づいた主張を行ってもらいたいというようなことで、御回答済みと認識しています。

柴田委員

そうです、はい。

衣笠会長

ありがとうございました。

そうしましたら、ただいまお問合せのあった件につきまして、事務局からこのように説明がございましたけれども、ほかの委員の皆様、よろしいでしょうか。

(意 見 な し)

衣笠会長

ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして大阪府最低賃金専門部会について御説明いたします。

大阪地方最低賃金審議会では、大阪府最低賃金専門部会は、効率的な審議を行うため目安が出る前から調査審議を始めるという専門部会の審議に関する了解事項によりまして、7月19日金曜日に第1回目を開催しており、明日7月26日金曜日の午前10時から第2回目を開催いたします。

今後の大阪府最低賃金専門部会の日程につきまして、事務局から説明をお願いします。

吉川主任

私、吉川のほうから、今、衣笠会長から御説明いただきましたほうの日程につきまして御説明いたします。

資料3、令和6年度大阪府最低賃金の審議の進め方を御覧ください。

ここにありますとおり、今後につきましては、大阪府最低賃金専門部会につきまして、3回目を7

月29日月曜日、午後3時30分、4回目を7月31日水曜日、午前9時30分、5回目を8月1日木曜日、午前10時、場所は2号館9階共用A会議室で開催することとしております。

また、予備日といたしまして第6回目を8月5日月曜日、午前9時30分、こちらは場所を第2号館9階遠隔審議室で開催する予定としております。

私からは以上でございます。

衣笠会長

ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

(意 見 な し)

衣笠会長

特になければ、次回の総会日程について事務局から御説明をお願いします。

吉川主任

ありがとうございます。

次回の総会の日程につきましては、大阪府最低賃金専門部会での審議状況にもよりますが、8月8日木曜日、午前10時からの予定としております。

会場は、本日と同じ大阪地方合同庁舎第4号館2階第2共用会議室でございます。

以上です。

衣笠会長

委員の皆様、次回もよろしくお願いいたします。

本日は長時間にわたり誠にありがとうございました。

本日はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。

(閉会 15時46分)